

広島県告示第千二百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和二年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クルーズ薬局 頼兼店	三原市頼兼一丁目一番四号	令和二年一月一日
クルーズ薬局 天満町店	尾道市天満町一六番一四の七	令和二年一月一日
なかはまハートクリニック	府中市高木町六五八番地一	令和二年一月一日
こばやし整形外科クリニック	東広島市黒瀬町檜原七八八番地一	令和二年一月一日
にしたかや薬局	東広島市高屋町中島三二番地一	令和元年七月一日
康仁薬局	東広島市黒瀬町檜原六四六番地四	令和二年一月一日
さんくす薬局	東広島市西条町御菌宇四二八四番地一	令和二年一月一日
さんくす薬局 高屋店	東広島市高屋町杵原一八二六番地一	令和二年一月一日
くるみ薬局 黒瀬店	東広島市黒瀬町兼広一三九番地一	令和二年一月一日
さんくす薬局 田口店	東広島市西条町田口二七二一番地二	令和二年一月一日
さんくす薬局 寺家駅店	東広島市寺家駅前一四番一七号	令和二年一月一日
康仁薬局 廿日市中央店	廿日市市下平良一丁目三番三六号	令和二年一月一日
康仁薬局 府中店	安芸郡府中町本町五丁目五番一号	令和二年一月一日
康仁薬局 海田店	安芸郡海田町窪町二番一四号	令和二年一月一日

くるみ薬局 海田店	クルーズ薬局	神石高原町立神石へき地診療所
安芸郡海田町窪町一番三三号	安芸郡海田町西浜四丁目二二番二号	神石郡神石高原町福永一四四一番地二
令和二年一月一日	令和二年一月一日	令和二年一月一日